

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原 告 134名

被 告 国

証 拠 説 明 書

2019 (平成31) 年3月18日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲 193	「Uncertainty and Variability」及び訳文(抄)	写	2011	アメリカ合衆国環境保健局	「ばらつき」と「不確かさ」の違いについて。	
甲 194 の1	大飯原発事故による事故後7日間の被ばく線量の推定(100%値)	写	2019.03.17	美浜の会	大飯原発で事故が発生したときの規制庁の試算に従って、各原告(ただし、本件提訴後に転居した原告らについて)がどれだけ被ばくするかを示す図。規制庁試算の100%値の場合を示している。	
甲 194 の2	大飯原発事故による事故後7日間の被ばく線量の推定(100%値)	写	2019.03.17	美浜の会	※既に提出した甲34の2を補足するものである。	
甲 195	動画ファイル (ファイル名: 20130920nhk.MPG)	記録の対象: NHK福岡放送局制作「特報フロンティア」2013年9月20日放送分(抄) 日時: 2013年9月20日 記録者: 原告ら代理人			最悪のシナリオを想定した場合に原子炉容器への注水をあきらめてしまうことの問題性について、2013年(平成25年)8月15日の九州電力玄海原発3、4号機に関する審査会合で議論された事実。九州電力の玄海原発3、4号機で想定される重大事故に関する対処方針について、規制委員会側から、炉内冷却をすぐにあきらめる方式に対して強い懸念が示された事実。	